

四日市大学「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

四日市大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（文部科学省 令和 3 年 2 月 1 日）に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を更に公正かつ適正に取り扱うものとする。

なお、このガイドラインは、必要となる基本的な事項を定めたものであり、定めのない事項については、文部科学省ガイドラインによるものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

(1) 競争的資金等の管理・運営に関する責任体系

本学における競争的資金等の管理・運営に関する責任体系は次のとおりとする。

① 最高管理責任者：学長

最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の管理・運営が行えるように、適切にリーダーシップを発揮する。

不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に際しては、常任理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。

部局等に出向き、不正防止に向けた取組の促進等様々な啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

② 統括管理責任者：事務局長

統括管理責任者は、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組に着手する。

競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定したうえで、実施する。その際には、対象、時間・回数、実施時期、および内容等を具体的に示すものとする。

③ コンプライアンス推進責任者：学術情報課長

競争的研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の役割を果たす。

- ・ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督したうえで、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 自己が管理監督または指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

- ・ 自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(2) 監事に求められる役割

監事に求められる役割は、以下のとおりとする。

- ・ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を常任理事会において定期的に報告し、意見を述べる。
- ・ 特に、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を常任理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

2. 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

- ・ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- ・ コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じて効果的かつ実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- ・ 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況および理解度について把握する。
- ・ コンプライアンス教育により習得した内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- ・ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- ・ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(2) 競争的研究費等に係る事務処理手続き

- ・ 競争的研究費等使用にあたり、適正な管理・運営が行えるように、関連規程を教職員に対して周知を図り、運用実態との乖離がないように常に見直しを行っていく。また、教職員は、関連規定を遵守しなくてはならない。
- ・ 事務手続きに関する相談窓口を会計課および学術情報課とする。
- ・ 競争的研究費等の支払承認については、統括管理責任者の決裁を経ることとする。
- ・ 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(3) 職務権限の明確化

- ・ 研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的

資金で賄われているという意識を常に持ち、機関による管理が必要であるという原則を認識し、その下で研究を遂行する責務を負う。

- ・事務職員は、競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する責務を負う。
- ・研究の円滑な遂行のため、物品等の発注について教員が行う場合、関連規程に基づき、取り引きの公平性・適正性についての説明責任および弁償責任等の責務を負う。

(4) 告発等の取り扱い

- ・競争的研究費等に関する本学内外からの告発等窓口を企画課とする。
- ・不正に関する情報を受けた場合には、速やかに最高管理責任者および統括管理責任者に報告する。
- ・不正に係る調査の体制・手続等については「四日市大学競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程」に定める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正防止計画の推進を担当する部署の設置

- ・不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「不正防止計画推進部署」という。）を置く。
- ・不正防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ・防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- ・不正防止計画推進部署は企画課とする。

(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ・不正防止計画推進部署は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ・最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者および不正防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定し、教職員の自主的な取組を喚起し、不正発生防止に努める。
- ・不正防止計画の策定にあたっては、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- ・部局等は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

4. 研究費の適正な管理・運営活動

- ・会計課は、経費処理を統括して、適切な予算執行の管理・確認を行う。
- ・研究者は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえて、「公的研究費の不正防止計画」、「研究費使用についてのハンドブック」、等によって、適正な予算執行を行う。

- ・競争的研究費等により購入した物品等については、「物品等検収内規」に基づき検品を行う。
- ・不正な取り引きに関与した業者は、本学規定に基づき取引停止等の措置をとる。

5. 情報発信・共有化の推進

- ・競争的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受ける窓口を会計課および学術情報課に設置する。
- ・競争的研究費等の不正への取組に関する方針等をホームページに掲載し公表する。

6. モニタリングの在り方

- ・競争的研究費等の適正な管理のために、内部監査担当を置き、毎年度定期的に競争的研究費等の執行状況についてモニタリング等を行う。
- ・内部監査担当部署は内部監査室とし、最高管理責任者の直轄組織として、不正防止のための実効性のある権限を付与し強化する。
- ・内部監査の実施にあたっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、会計監査人を活用して内部監査の質の向上を図る。
- ・内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

関連規程等 『四日市大学公的研究取扱規程』

『四日市大学競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する取扱い内規』

『四日市大学公的研究費の使用に関する行動規範』

『四日市大学における公的研究費の不正防止計画』

『四日市大学個人研究費取扱内規』

『四日市大学学会出張取扱内規』

『四日市大学研究費使用についてのハンドブック』

『四日市大学物品等検収内規』

『学校法人暁学園就業規則』

附則

本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本ガイドラインは、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。